

市第 128 号議案

第 7 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の 策定

老人福祉法第20条の 8 第 1 項及び介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、第 7 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を次のように定める。

平成30年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

第 7 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第 1 計画策定の趣旨

1 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の 8 に基づく老人福祉計画と介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することとして、市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。

この横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、第 6 期計画（平成27（2015）年度～29（2017）年度）の終了に伴い、新たに第 7 期計画（平成30（2018）年度～32（2020）年度）を策定したものです。第 6 期計画より、「よこはま地域包括ケア計画」として位置付け、横浜型地域包括ケアシステムの構築を中長期的な視点で進めていくため、団塊の世代全員が75歳以上（後期高齢者）となる2025年を見据えて、目指すべき将来像や介護需要、必要な保険料の推計などを行っています。

よこはま地域包括ケア計画の中で構築を進める横浜型地域包括ケアシステムは、高齢者を対象としていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供する考え方は、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人など、全ての市民が共有することのできる地域生活の基盤であるといえます。

したがって、横浜型地域包括ケアシステムを、「地域共生社会の実現」に向けた仕組みとして効果的に機能させていくためには、他分野との協働のもとにその構築を進めていくことが重要です。

本計画は、「横浜市地域福祉保健計画」や「よこはま保健医療プラン」などの関連計画と調和のとれたものとして策定しています。

2 計画の期間

計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間です。

3 計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、被保険者数、要介護認定者数、サービスの利用状況など、横浜市介護保険運営協議会等に報告し、審議を行います。同協議会の資料・議事録はホームページ等に掲載します。

第2 2025年の目指す将来像と横浜型地域包括ケアシステム

1 横浜市の2025年の目指す将来像

地域で支え合いながら、介護・医療が必要になっても安心して生活でき、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる。

2 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた視点

地域の関係者が一体となって横浜型地域包括ケアシステムを構築し、利用者から見た「一体的なケア」を提供する仕組みを目指すためには、関係者がチームとして支えることが重要です。そのためには、地域包括ケアシステムの各分野（介護・医療・介護予防・生活支援・住まい）を縦割りではなく、横につながりが必要で、横につながりが必要です。そこで、横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の視点を示します。

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けた目標の共有

ア 地域包括ケアシステムを構築するためには、地域住民をはじめ、行政、各分野の専門職、事業所、その他関係機関など、多くの関係者の間で目標や理念を共有し、関係者が各々の役割を担うことが求められます。

イ 全国最大の基礎自治体であり、最大規模の人口を有する横浜市において、共有した目標を達成するためには、区域・地域包括支援センター圏域（日常生活圏域）などそれぞれの地域特性に応じた多様な仕組みを構築していくことが必要です。

(2) 多様な主体による地域包括ケアシステムの構築

ア 高齢者の暮らしは、医療や介護などの専門的なケアだけでなく、生活支援など、様々な支援や活動を含めて成り立ちます。支援・活動が機能するためには、事業者や横浜市（区・局）、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）、市・区社会福祉協議会に加え、自治会町内会などの地縁組織、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人及び民

間企業など、地域の多様な主体がそれぞれの得意分野・強みを活かしながら、役割を果たしていくことが重要です。

イ 多様な主体の参加により、地域の多様なニーズに対応していくことが求められます。

(3) 多職種が連携した一体的なケアの提供

ア 今後は、医療ニーズを抱えながら在宅生活を送る要介護者など、より複合的な生活課題を持つ高齢者や、更には自宅で人生の最終段階を迎える高齢者が増えてきます。このような高齢者の生活を支えていくためには、一人ひとりの多様なニーズに応じて、多職種が連携した一体的なケアの提供を実現していくことが求められます。

イ またケアマネジメントは、本人とその取り巻く状況を把握した上で、自らが望む自分らしい暮らしの実現に向けて、必要となる支援・サービスの組み合わせを選択することが求められます。

ウ 専門職の多職種間で「顔の見える関係」を構築するとともに、それぞれの専門性と果たしている役割を相互理解し、連携を深めることが重要です。

エ 医師会・歯科医師会・薬剤師会・病院協会等の関係団体、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）及びケアマネジャー等との連携を進めながら、切れ目ない支援体制を構築することが重要です。

(4) 多様なニーズに対応する「施設・住まい」の実現

ア 住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、安心・安定して暮らすことのできる住まいの確保は重要な要

素です。今後は、特に一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯、要介護高齢者や認知症高齢者等の増加が見込まれるとともに、高齢者のライフスタイルの変化もあり、施設・住まいに対するニーズも多様化するため、ニーズに応じた必要な「施設・住まい」をバランス良く整備・確保していくことが求められます。

イ 住宅施策と福祉施策が連携して、高齢者の施設・住まいや住まい方について包括的に推進することが重要です。

(5) 市民の意識の醸成

ア 地域包括ケアシステムを実現するためには、市民一人ひとりが自分を大切にし、自ら健康を保ち、向上していこうとする「セルフケア」の意識が重要です。また、社会参加や社会貢献が健康づくり・介護予防や生きがいにもつながるため、日頃から地域と関わり、お互いを尊重し支え合える地域づくりが大切です。

イ 年を重ねることで心身の状態が変化し、誰もがいずれ人生の最終段階を迎えます。

介護・医療が必要になったときには、誰に相談するか、どのような介護サービスや医療サービスを受けるのか、高齢期の住まい方をどうするのか、そして人生の最終段階をどのように迎えるか、どのように自分らしい生活を継続していくかについて、自分自身で、また家族や身近な人と一緒に考えていくことが大切です。

ウ 高齢者が自らの意思で選択し、自分らしく生きていくためには、本人や家族だけで担うのではなく、地域の助け合

いや、専門職によるケアなど、多様な主体による適切な支援が必要になります。

(6) 「地域共生社会」の実現に向けて

ア 「地域共生社会」とは、全ての市民・関係者が地域の問題・課題を「我が事」として捉え、関わり、支え手・受け手という関係を超えて多様な主体・担い手がつながり、「丸ごと」受け止める場を地域につくることです。

イ 横浜型地域包括ケアシステムは、高齢者を対象としていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供する考え方は、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人など、全ての市民が共有することのできる地域生活の基盤といえます。

ウ 2025年に向けては、この横浜型地域包括ケアシステムのより一層の深化を図ることにより、「地域共生社会」の実現を目指します。

第3 計画の基本目標

1 第7期計画に向けた課題

(1) 健康でいきいきと活躍するために

ア 働く世代を中心に、健康づくりの取組をより広い世代へ働きかけていくことが必要です。

イ 生活習慣の改善につなげていくためのきっかけづくりや、事業の対象の拡大、関係機関と連携した効果的な健康づくりの取組の検討が必要です。

ウ 歩いて行ける範囲における元気づくりステーションの立ち上げが必要です。

エ 介護予防の活動を推進する地域人材の発掘及び育成支援

が必要です。

オ 介護予防の必要性について、市民理解の促進が必要です。

カ 高齢者の社会参加を推進することで、地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを推進するとともに、高齢者自身の生きがいや介護予防につなげる必要があります。

(2) 地域で安心して暮らし続けるために

ア 在宅における医療・介護ニーズの増加が見込まれるため、地域密着型サービスの整備の検討や、医療機関と在宅医療・介護関係者との連携の強化が必要です。

イ 自立支援に資するケアマネジメントを基に、地域ケア会議を通じ地域課題の共有と資源開発・政策形成が必要です。

ウ 認知症初期集中支援チームを平成30年度に全区設置、医療・介護の専門職の認知症対応力向上、若年性認知症支援体制の強化が必要です。

エ 認知症の市民理解の推進や認知症高齢者等の見守り体制の強化が必要です。

オ 介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援が一体となった地域づくりを進めるため、各地域のニーズや社会資源を把握し、多様な主体と連携して事業を推進する必要があります。

(3) 安定した生活の場を確保するために

ア 需要増や多様なニーズに対応するため、「施設・住まい」の確保・整備が必要です。

イ 医療的ケアが必要な申込者の更なる受入促進に向けた医療対応促進助成の拡充が必要です。

ウ 需要増に向けた認知症高齢者グループホームの整備量の検討が必要です。

エ 特定施設の指定対象の拡大を含め、整備数の確保の検討が必要です。

オ 多世代地域交流型住宅について、区局で連携した支援が必要です。

カ 多様なニーズに対応するため、サービス付き高齢者向け住宅の普及や質の確保についての検討が必要です。

キ 施設・住まいに係る相談の急増に対応するための相談体制の更なる充実が必要です。

(4) 地域包括ケア実現のために

ア ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業について、訪問等により把握した高齢者への日常的な見守りや的確な支援につなげられる仕組みづくりの一層の検討が必要です。

イ 成年後見制度について、高齢者が制度を円滑に利用できる方策や、将来の不足が予測される後見人等候補者の確保、地域包括支援センターとの一層の連携等を進めることが必要です。

ウ 介護需要の増加への対応に向けた、人材の確保及び多様な人材の活用等の取組が必要です。

エ 適切な介護事業者の選択に役立つ広報媒体の充実と、更なる周知を図ることが必要です。

2 第7期計画の基本目標と施策体系

横浜市では、第7期計画の基本目標を以下のとおりとしました。

(1) 基本目標

ポジティブ・エイジング～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

(2) 目標達成に向けた施策体系

ア 基本的な方向

(ア) 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

a 誰もが、いくつになっても、その人に合う役割を持ち、地域の担い手となることができるよう、「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます。

b 地域共生社会の実現に向け、多様な主体が連携した包括的な支援体制により、活動や支援が充実した地域づくりを進めます。

(イ) 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

a 医療・介護が必要になっても地域で安心して生活できるよう、在宅生活を支える介護、医療、保健・福祉の充実を図ります。

b 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

- (ウ) 認知症にやさしい地域を目指して
 - a 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境の中で暮らし続けられる地域づくりを目指します。
 - b 認知症の人や家族のニーズを踏まえ、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護サービスの適切な提供、連携を推進するとともに、地域の見守りやインフォーマルサービス等も含めた切れ目のない支援体制の構築を進めます。
- (エ) ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して
 - a 要介護高齢者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者等の大幅な増加が見込まれる中で、多様なニーズに対応し、個々の状況に応じた選択を可能とするため、必要な施設や住まいを整備します。
 - b 施設・住まいに関する相談体制の充実を図り、個々の状況に応じたサービスが選択できるよう支援します。
。
- (オ) 安心の介護を提供するために
増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、新たな介護人材の確保、介護人材の定着支援、専門性の向上を3本柱として総合的に取り組みます。
- (カ) 地域包括ケア実現のために
市民に分かりやすい情報の発信や介護サービスの適正な提供・質の向上など、横浜型地域包括ケアシステムを

支える基盤整備を進めます。

イ 保険料の推計

介護サービス量等の見込み・保険料の設定等

3 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「日常生活圏域」を設定し、その圏域ごとに地域密着型サービスを展開します。日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況やその他の条件を総合的に勘案して定めています。

横浜市では、おおむね中学校区（人口規模2～3万人）を目安とし、地域ケアプラザの区域を基本として148か所設定しています。

しかし、横浜市の人口は全国の基礎自治体の中で最大規模であり、日常生活圏域別の人口も平均で2.5万人を超える規模となっています。高齢者の日常生活を支える仕組みを作るためには、地域の特性や状況に応じた一定程度の範囲での検討や取組を進める必要があります。

例えば、地域資源の開発やネットワーク化、支え合いの地域づくりなどの観点からは、日常生活圏域よりも小さい圏域（自治会町内会など）で検討を進めていくなど、目的に応じて取り組むことが重要です。

第4 具体的施策

1 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

(1) 介護予防・健康づくり

地域の中で介護予防や健康づくりに取り組める環境が整い、どのような心身の状況であっても、自分らしく健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくりを推進します。

若い世代からの継続的な健康づくりが将来の介護予防につながるよう、行政、地域、企業・団体が協力して、健康づくり・介護予防が連動した全世代型の取組を進めます。

(2) 社会参加

高齢者がこれまで培った知識・経験を生かし、「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め、「活力のある地域」を目指します。また、社会参加することにより、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

(3) 生活支援

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら住み慣れた地域に暮らし続けるために、地域とつながり助け合える地域づくりが重要です。地域住民、ボランティア、NPO法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、高齢者の生活に必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。また、高齢者が支援を受けるだけでなく、自分自身ができることを活かして社会参加することが介護予防・健康づくりにつながります。

2 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

(1) 在宅介護・リハビリテーション

介護保険サービス、介護保険給付以外のサービスについて

、多様な事業者の参入を図り、適切なサービス供給量を確保し、高齢者の在宅生活を支えます。

重度な要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯等の方々が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、24時間対応可能な地域密着型サービスの整備を推進します。

(2) 在宅医療・看護

医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するため、在宅医療連携拠点を軸とした医療介護連携の強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

また、在宅医療や人生の最終段階（看取り等）に係る市民理解の促進のための普及・啓発を進めます。

(3) 保健・福祉

地域包括ケアシステムの構築に向けて、中心的な役割を担う地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の強化を図ります。

また、一人暮らし高齢者や認知症の高齢者の増加に対応し、高齢者の権利や財産を守ることや虐待防止に取り組むとともに、人生の最後まで自分らしく生きることができるよう、高齢者本人による自己決定を支援するための取組を進めます。

(4) 医療・介護・保健福祉の連携

利用者の状況に合わせて医療・介護・保健福祉が一体的に提供できるよう、地域ケア会議の取組を推進するとともに、多職種連携・地域との連携を強化し、包括的・継続的なケア

マネジメントを推進します。

3 認知症にやさしい地域を目指して

(1) 市民理解・地域づくり

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境の中で暮らし続けられる地域を目指して、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を深めます。また、介護者のニーズに応じた支援を実施していくとともに、認知症の人の行方不明時の対応の充実や地域の実情に合わせた見守り体制づくりを進めます。

(2) 認知症予防、早期診断・早期対応、医療・介護連携

認知症の人や家族の意思が尊重され、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、支援者の対応力向上や医療・介護連携の強化に取り組みます。認知症予防や認知症の早期診断・早期対応に向けた体制づくりを進めます。また、若年性認知症の人や家族への支援の充実を図ります。

4 ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

(1) 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給

重度の要介護者向けの施設や要介護者にも対応した住まい、多様なニーズに対応できる施設・住まいなど、必要量に応じて整備・供給します。特に介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホーム等の施設の整備量を加速します。

(2) 相談体制・情報提供の充実

多様化する高齢者の施設や住まいについて、身近な場所できめ細かな情報提供や相談対応を行うため、「高齢者施設・住まいの相談センター」の機能拡充や、「施設のコンシェル

ジュ」の体制強化に取り組みます。

5 安心の介護を提供するために

(1) 新たな介護人材の確保

若年者、中高年齢者、海外からの介護人材など様々な人材層を対象に、新たな介護人材の確保と将来の介護人材の養成に取り組みます。

(2) 介護人材の定着支援

介護職員の定着を図るため、働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減に向けた取組を支援します。

(3) 専門性の向上

介護現場の中核を担う人材の育成、各種専門性向上のための研修実施、多職種との連携などにより、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

6 地域包括ケア実現のために

(1) 高齢者が安心して暮らせる社会づくりにつながる環境整備

施策検討におけるデータ活用の促進や、よりきめ細かな地域分析などを行うため、ICTを活用した取組を推進します。

また、高齢者を含む全ての人にやさしいまちづくりを、ソフトとハードの両面で進めます。

(2) 介護サービスの適正な量の提供及び質の向上

要介護認定の適正な事務執行に努めます。また、サービスの質の向上と事業者の透明性を高めるため、第三者評価の受審や介護相談員の派遣を実施します。

さらに、利用者に対して適切にサービスが提供されるよう

、介護給付費の適正化を進め、事業者に対する指導・監査体制を強化します。

(3) 市民に分かりやすい情報の公表と発信

利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、様々な媒体を通じて、各種制度やサービス事業者の周知・広報を進めます。

(4) 苦情相談体制の充実

利用者が安心してサービスを利用できるよう、身近な場所で苦情相談できる体制を確保するとともに、苦情内容に対して関係機関で連携し、迅速かつ的確な対応を行います。

提 案 理 由

老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項の規定に基づき、第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定する必要があるため、横浜市議会基本条例第13条第3号の規定により提案する。

参 考

老人福祉法（抜粋）

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

（第2項から第10項まで省略）

介護保険法（抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

（第2項から第11項まで省略）